

現 行（令和3年3月5日まで）	改 正（令和3年3月6日以降）
スマート EX サービス会員規約 東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」という。）および西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。また「JR 東海」と「JR 西日本」を総称して「両社」という。）は、両社がインターネット上で運営する東海道・山陽新幹線の「スマート EX サービス」（以下「本サービス」という。）の会員による本サービスの利用について、以下のとおり「スマート EX サービス会員規約」（以下「本規約」という。）を定めます。 第1章 総則 第1条（本規約の効力） 1. 本規約は、会員と両社の本サービスの利用に関わる一切の関係について適用されます。 （注）「Tokaido and Sanyo Shinkansen Internet Reservation Service Membership Agreement」に規定する訪日外国人旅行者向けインターネット予約サービス（以下「訪日外国人旅行者向けサービス」という。）は本規約の対象外です。 2. 会員は、本サービスを利用するにあたり、本規約を遵守するものとします。 3. 両社は、本サービスにおいて、個別規約を設定する場合があります。この場合、個別規約は本規約と一体となり効力を有します。また、本規約と個別規約との間で重複または競合する内容については、個別規約が優先されるものとします。 4. 両社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく本規約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、またはその付則および特約等を変更することができます。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、両社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して改定の都度、第4条でサービス案内 HP 等で公表するものとします。 第2条（定義） 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。	スマート EX サービス会員規約 東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」という。）および西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。また「JR 東海」と「JR 西日本」を総称して「両社」という。）は、両社がインターネット上で運営する東海道・山陽新幹線の「スマート EX サービス」（以下「本サービス」という。）の会員による本サービスの利用について、以下のとおり「スマート EX サービス会員規約」（以下「本規約」という。）を定めます。 第1章 総則 第1条（本規約の効力） 1. 本規約は、会員と両社の本サービスの利用に関わる一切の関係について適用されます。 （注）「Tokaido and Sanyo Shinkansen Internet Reservation Service Membership Agreement」に規定する訪日外国人旅行者向けインターネット予約サービス（以下「訪日外国人旅行者向けサービス」という。）は本規約の対象外です。 2. 会員は、本サービスを利用するにあたり、本規約を遵守するものとします。 3. 両社は、本サービスにおいて、個別規約を設定する場合があります。この場合、個別規約は本規約と一体となり効力を有します。また、本規約と個別規約との間で重複または競合する内容については、個別規約が優先されるものとします。 4. 両社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく本規約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、またはその付則および特約等を変更することができます。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、両社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して改定の都度、第4条で定めるサービス案内 HP 等で公表するものとします。 第2条（定義） 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。

(1)「会員」とは、本サービスを利用するために、両社が指定する情報を登録し、両社の承認を受けたお客様をいいます。 (2)「<u>ウェブ</u>申込サイト」とは、会員がログインをして運送契約の締結・変更・解約または会員情報の登録・変更などが操作可能なウェブサイトを行います。 (3)「サービス案内 HP」とは、本サービスの取扱いなどを案内するウェブサイト (https://smart-ex.jp/) をいいます。 (4)「決済用クレジットカード」とは、会員が、本サービスの商品代金の決済手段として登録したクレジットカードを行います。 (5)「交通系 IC カード」とは、以下の IC カード乗車券を行います。 (ア)JR 東海が発売した TOICA および TOICA 定期券 (注)ただし、EX-IC (TOICA 機能つき) は除く (イ)JR 西日本が発売した ICOCA および ICOCA 定期券 (ウ)北海道旅客鉄道株式会社が発行した Kitaca 乗車券および Kitaca 定期乗車券 (エ)株式会社パスモが発行した PASMO および PASMO PASSPORT (オ)東日本旅客鉄道株式会社が発行した Suica 乗車券、Suica 定期乗車券および Welcome Suica 乗車券 (カ)東京モノレール株式会社が発行したモノレール Suica 乗車券およびモノレール Suica 定期乗車券 (キ)東京臨海高速鉄道株式会社が発行したりんかい Suica 乗車券およびりんかい Suica 定期乗車券 (ク)株式会社名古屋交通開発機構が発行したマナカ (ケ)株式会社エムアイシーが発行した manaca (コ)株式会社スルッと KANSAI が発行した PiTaPa カードおよび地方公共団体など乗車証付 IC 乗車券 (サ)福岡市交通管理事業者が発行する IC カード (シ)株式会社ニモカが発行した nimoca カード (ス)九州旅客鉄道株式会社が発行した SUGOCA 乗車券および SUGOCA 定期券 (6)「IC サービス」とは、本サービスのうち、会員が <u>ウェブ</u> 申込サイト上で登録した交通系 IC カードを使用して、東海道・山陽新幹線に乗車するサービスをいいます。	(1)「会員」とは、本サービスを利用するために、両社が指定する情報を登録し、両社の承認を受けたお客様をいいます。 (2)「<u>利用者</u>」とは、<u>会員が運送契約を締結し、乗車を認める会員以外の者をいいます。</u> (3)「<u>申込</u>サイト」とは、会員がログインをして運送契約の締結・変更・解約または会員情報の登録・変更などが操作可能なウェブサイト <u>およびスマートフォン用アプリケーション (以下、「EX アプリ」という。)</u> をいいます。 (4)「サービス案内 HP」とは、本サービスの取扱いなどを案内するウェブサイト (https://smart-ex.jp/) をいいます。 (5)「決済用クレジットカード」とは、会員が、本サービスの商品代金の決済手段として登録したクレジットカードを行います。 (6)「交通系 IC カード」とは、以下の IC カード乗車券を行います。 (ア)JR 東海が発売した TOICA および TOICA 定期券 (注)ただし、EX-IC (TOICA 機能つき) は除く (イ)JR 西日本が発売した ICOCA および ICOCA 定期券 (ウ)北海道旅客鉄道株式会社が発行した Kitaca 乗車券および Kitaca 定期乗車券 (エ)株式会社パスモが発行した PASMO および PASMO PASSPORT (オ)東日本旅客鉄道株式会社が発行した Suica 乗車券、Suica 定期乗車券および Welcome Suica 乗車券 (カ)東京モノレール株式会社が発行したモノレール Suica 乗車券およびモノレール Suica 定期乗車券 (キ)東京臨海高速鉄道株式会社が発行したりんかい Suica 乗車券およびりんかい Suica 定期乗車券 (ク)株式会社名古屋交通開発機構が発行したマナカ (ケ)株式会社エムアイシーが発行した manaca (コ)株式会社スルッと KANSAI が発行した PiTaPa カードおよび地方公共団体など乗車証付 IC 乗車券 (サ)福岡市交通管理事業者が発行する IC カード (シ)株式会社ニモカが発行した nimoca カード (ス)九州旅客鉄道株式会社が発行した SUGOCA 乗車券および SUGOCA 定期券 (7)「IC サービス」とは、本サービスのうち、会員が <u>申込</u> サイト上で登録した交通系 IC カードを使用して、<u>会員および利用者が</u> 東海道・山陽新幹線に乗車するサービスをいいます。
--	--

(7) 「受取コード」とは、両社が保管をしている本サービスの商品を指定席券売機または窓口などで受取る際の本人認証のための符号（QR コード及び16桁の英数字）をいいます。また受取コードの有効期間は、両社が別に定めます。

第2章 会員

第3条（会員登録・会員情報）

1. 本サービスの利用を希望するお客様（以下「利用希望者」という。）は、ウェブ申込サイト上で本規約を遵守することに同意し、かつ電子メールアドレス（以下「メールアドレス」という。）、氏名、生年月日、電話番号、パスワード、クレジットカード番号・有効期限などの情報（以下「会員情報」という。）を入力することにより、「会員登録」を行います。また、会員登録には、利用希望者が本サービスの決済手段として登録する決済用クレジットカードが有効であることの確認も含まれており、利用希望者はこれに同意するものとします。

2. 両社は、両社の基準に従って、利用希望者の会員登録の可否を判断し、会員登録を承認する場合には利用希望者に会員ID番号（以下「会員ID」という。）を発行します。会員IDの通知は、ウェブ申込サイト上への表示およびメールアドレスへの電子メール送信（以下「電子メール送信」という。）により行うものとします。なお、両社から会員IDの通知がない場合、利用希望者は第7条で定めるカスタマーセンターに電話連絡をし、その指示に従うものとします。

3. 両社が前項の通知を行ったことをもって利用希望者の会員登録は完了とし、この時点で利用希望者は会員としての資格（以下「会員資格」という。）を有することとなります。また、両社は、会員が入力した会員情報を登録・保持します。

※ 2020年3月20日までに会員が入力したクレジットカード番号の情報を、両社は別に定める期間まで保持します。また、2020年3月21日以降に会員登録した会員については、クレジットカード番号の情報は保持していません。

4. 利用希望者は、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、会員登録をすることができません。

(1) 18歳未満の場合

(2) 18歳以上の未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意を得ていない

(8) 「受取コード」とは、両社が保管をしている本サービスの商品を指定席券売機または窓口などで受取る際の本人認証のための符号（QR コード及び16桁の英数字）をいいます。また受取コードの有効期間は、両社が別に定めます。

第2章 会員

第3条（会員登録・会員情報）

1. 本サービスの利用を希望するお客様（以下「利用希望者」という。）は、申込サイト上で本規約を遵守することに同意し、かつ電子メールアドレス（以下「メールアドレス」という。）、氏名、生年月日、電話番号、パスワード、クレジットカード番号（※）・有効期限などの情報（会員登録後の変更情報を含む。以下「会員情報」という。）を入力することにより、「会員登録」を行います。また、会員登録には、利用希望者が本サービスの決済手段として登録する決済用クレジットカードが有効であることの確認も含まれており、利用希望者はこれに同意するものとします。

2. 両社は、両社の基準に従って、利用希望者の会員登録の可否を判断し、会員登録を承認する場合には利用希望者に会員ID番号（以下「会員ID」という。）を発行します。会員IDの通知は、申込サイト上への表示およびメールアドレスへの電子メール送信（以下「電子メール送信」という。）により行うものとします。ただし、「EXアプリ」で会員登録をした場合、会員ID番号の通知は、電子メール送信のみとします。なお、両社から会員IDの通知がない場合、利用希望者は第7条で定めるカスタマーセンターに電話連絡をし、その指示に従うものとします。

3. 両社が前項の通知を行ったことをもって利用希望者の会員登録は完了とし、この時点で利用希望者は会員としての資格（以下「会員資格」という。）を有することとなります。また、両社は、会員が入力した会員情報を登録・保持します。

(※) 両社は、クレジットカード番号の情報は保持していません。

4. 利用希望者は、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、会員登録をすることができません。

(1) 18歳未満の場合

(2) 18歳以上の未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意を得ていない

場合 5. 両社は、利用希望者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、会員登録を承認しないことがあります。 (1) 決済用クレジットカードについて、クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関などにより利用停止処分などが行われている場合 (2) 本サービスについて <u>ウェブ</u> 申込サイト上で既に登録されている決済用クレジットカードまたは交通系 IC カードで会員登録する場合 (3) 訪日外国人旅行者向けサービスについて既に登録されている決済用クレジットカードまたは交通系 IC カードで会員登録する場合 (4) 両社が別に運営する「エクスプレス予約サービス」で既に登録されているクレジットカードで会員登録する場合 (5) 過去に本規約、個別規約、両社が別に定める運送約款または法令などに違反したなどの理由により会員資格を停止・取消されている場合 (6) エクスプレス予約サービスまたは訪日外国人旅行者向けサービスの会員規約違反などにより会員資格を停止・取消されている場合 (7) その他、利用希望者を会員とすることを不適当と両社が判断した場合 6. 会員は、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとし、会員情報に変更や追加が生じた場合は、速やかに <u>ウェブ</u> 申込サイト上で会員情報の変更を行うものとします。 第 4 条（本サービスの通知および同意方法） 1. 両社から会員への本サービスの運営および内容に関する通知は、サービス案内 HP、<u>ウェブ</u> 申込サイト上への掲示または電子メール送信、もしくは両社が適当と認める方法により行われるものとします。 2. 前項の通知がサービス案内 HP または <u>ウェブ</u> 申込サイト上への掲示によって行われる場合、サービス案内 HP または <u>ウェブ</u> 申込サイト上へ掲示した時点をもって会員への通知が完了したものとみなします。 3. 第 1 項の通知が電子メール送信で行われる場合、通知する時点で会員が登録しているメールアドレスのメールサーバに到着した時点をもって通知が完了したものとみなします。ただし、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、またはメールアドレスが不正確であった場合は、通常通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとみなします。 4. <u>前二</u>項の通知完了後、会員が通知内容を反映した本サービスを利用したことにより、会員が通知内容に同意したものとみなします。	場合 5. 両社は、利用希望者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、会員登録を承認しないことがあります。 (1) 決済用クレジットカードについて、クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関などにより利用停止処分などが行われている場合 (2) 本サービスについて <u>申込</u> サイト上で既に登録されている決済用クレジットカードまたは交通系 IC カードで会員登録する場合 (3) 訪日外国人旅行者向けサービスについて既に登録されている決済用クレジットカードまたは交通系 IC カードで会員登録する場合 (4) 両社が別に運営する「エクスプレス予約サービス」で既に登録されているクレジットカードで会員登録する場合 (5) 過去に本規約、個別規約、両社が別に定める運送約款または法令などに違反したなどの理由により会員資格を停止・取消されている場合 (6) エクスプレス予約サービスまたは訪日外国人旅行者向けサービスの会員規約違反などにより会員資格を停止・取消されている場合 (7) その他、利用希望者を会員とすることを不適当と両社が判断した場合 6. 会員は、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとし、会員情報に変更や追加が生じた場合は、速やかに <u>申込</u> サイト上で会員情報の変更を行うものとします。 第 4 条（本サービスの通知および同意方法） 1. 両社から会員への本サービスの運営および内容に関する通知は、サービス案内 HP、<u>申込</u> サイト上への掲示または電子メール送信、もしくは両社が適当と認める方法により行われるものとします。 2. 前項の通知がサービス案内 HP または <u>申込</u> サイト上への掲示によって行われる場合、サービス案内 HP または <u>申込</u> サイト上へ掲示した時点をもって会員への通知が完了したものとみなします。 3. 第 1 項の通知が電子メール送信で行われる場合、通知する時点で会員が登録しているメールアドレスのメールサーバに到着した時点をもって通知が完了したものとみなします。ただし、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、またはメールアドレスが不正確であった場合は、通常通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとみなします。 4. <u>第 1</u>項の通知完了後、会員が通知内容を反映した本サービスを利用したことにより、会員が通知内容に同意したものとみなします。
--	--

第5条（会員情報の使用）

本サービスに基づき両社が知り得た会員に関する情報（会員情報、購入履歴およびサーバ通信履歴など）についての取扱いは、両社が別に定める「個人情報情報の取扱いに関する同意条項」によります。

第6条（会員の責任・義務）

1. 会員は、本サービスを利用する際には、法令、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければなりません。
2. 会員は、会員 ID および会員が設定したパスワードの管理について一切の責任を負うものとし、第三者に利用させたり、貸与、譲渡などしたりしてはいけません。また、パスワードを失念した場合、会員は速やかにウェブ申込サイト上でパスワードの再設定を行うものとします。
3. 会員は、会員 ID およびパスワードを盗まれた、または第三者に使用されていることを知った場合には、速やかに第7条で定めるカスタマーセンターに電話連絡をし、その指示に従うものとします。
4. 会員は、本サービスに関連して両社または第三者に迷惑、損害を与えるおそれのある行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本規約などに違反するおそれのある行為行ってははいけません。
5. 会員は、本サービスの利用にあたり、自ら行った一切の行為とその結果および会員 ID によりなされた一切の行為とその結果について、自らの行為であるか否かにかかわらず、また過失の有無にかかわらず、一切の責任を負うものとします。また第三者が不利益を被った場合は、自己の責任と負担において第三者との紛争を解決するものとします。

第7条（会員の問い合わせ窓口）

1. 会員から本サービスの利用方法に関する質問などについては、スマート EX カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）にて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間などはサービス案内 HP またはウェブ申込サイト上へ掲示します。
2. カスタマーセンターでは、文書または録音などにより会員からの質問などの内容を記録します。記録した内容はサービス案内 HP 上へ掲示する「個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき厳正に取り扱います。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断して行動した結果、会員が不利益を被ることがあっても、両社はいかなる責任も負いません。

第5条（会員情報の使用）

本サービスに基づき両社が知り得た会員に関する情報（会員情報、購入履歴およびサーバ通信履歴など）についての取扱いは、両社が別に定める「個人情報情報の取扱いに関する同意条項」によります。

第6条（会員の責任・義務）

1. 会員は、本サービスを利用する際には、法令、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければなりません。
2. 会員は、会員 ID および会員が設定したパスワードの管理について一切の責任を負うものとし、第三者に利用させたり、貸与、譲渡などしたりしてはいけません。また、パスワードを失念した場合、会員は速やかに申込サイト上でパスワードの再設定を行うものとします。
3. 会員は、会員 ID およびパスワードを盗まれた、または第三者に使用されていることを知った場合には、速やかに第7条で定めるカスタマーセンターに電話連絡をし、その指示に従うものとします。
4. 会員は、本サービスに関連して両社または第三者に迷惑、損害を与えるおそれのある行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本規約などに違反するおそれのある行為を行ってはならず、また、利用者に行わせてはなりません。
5. 会員は、本サービスの利用にあたり、自らまたは利用者が行った一切の行為とその結果および会員 ID によりなされた一切の行為とその結果について、自らの行為であるか否かにかかわらず、また過失の有無にかかわらず、一切の責任を負うものとします。また第三者が不利益を被った場合は、自己の責任と負担において第三者との紛争を解決するものとします。

第7条（会員の問い合わせ窓口）

1. 会員から本サービスの利用方法に関する質問などについては、スマート EX カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）にて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間などはサービス案内 HP または申込サイト上へ掲示します。
2. カスタマーセンターでは、文書または録音などにより会員からの質問などの内容を記録します。記録した内容はサービス案内 HP 上へ掲示する「個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき厳正に取り扱います。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断して行動した結果、会員が不利益を被ることがあっても、両社はいかなる責任も負いません。

第8条（退会）

1. 会員が、本サービスの退会を希望する場合、ウェブ申込サイト上で、退会手続きを行うものとします。
2. 前項にかかわらず、会員が以下の項目に該当する場合、退会手続きはできません。
 - (1) 両社が保管している本サービスの商品がある場合
 - (2) IC サービスによる乗車中などの場合
 - (3) 第18条の「事前申込サービス」や第19条の「夜間申込サービス」による本サービスの商品の購入の申込がある場合
 - (4) IC サービスの利用または本サービスの商品の受取を行った日もしくは本サービスの商品を払い戻した日から2日以内である場合
 - (5) 会員が登録しているメールアドレスが不正確である場合
3. 第1項の退会手続きを行った会員は、両社からの第4条に基づくウェブ申込サイト上への表示または電子メール送信による通知をもって本規約に基づく会員資格を喪失するものとします。なお、両社から通知がない場合は、カスタマーセンターに電話連絡をし、その指示に従うものとします。
4. 両社は、会員が以下の項目に該当する場合、第3項に定める通知を行わず、会員を退会させることができるものとします。
 - (1) 会員登録をした日または本サービスの最終ログイン日から起算して、25ヶ月を経ても本サービスの利用がない場合
 - (2) 決済用クレジットカードでエクスプレス予約サービスの特約に申し込み、JR東海が承認した場合
5. 会員は、第2項に定める場合を除き、両社が別に定める会員情報の一部項目において既に登録している会員情報と同じ内容で再度会員登録した場合は、もとの会員資格を喪失するものとします。

第9条（会員資格の停止・取消）

会員が、以下の項目に該当する場合、両社は事前に会員に通知することなく直ちに会員資格の停止または取消、もしくは本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 会員が、本規約、個別規約、両社が別に定める運送約款または法令などに違反した場合
- (2) 会員情報に事実と異なる内容があった場合
- (3) 会員が登録したメールアドレス、電話番号の変更などにより、両社から会員への連絡がとれなくなった場合

第8条（退会）

1. 会員が、本サービスの退会を希望する場合、申込サイト上で、退会手続きを行うものとします。
2. 前項にかかわらず、以下の項目に該当する場合、退会手続きはできません。
 - (1) 両社が保管している本サービスの商品がある場合
 - (2) IC サービスによる乗車中などの場合
 - (3) 第18条の「事前申込サービス」や第19条の「夜間申込サービス」による本サービスの商品の購入の申込がある場合
 - (4) IC サービスの利用または本サービスの商品の受取を行った日もしくは本サービスの商品を払い戻した日から2日以内である場合
 - (5) 会員が登録しているメールアドレスが不正確である場合
3. 第1項の退会手続きを行った会員は、両社からの第4条に基づく申込サイト上への表示または電子メール送信による通知をもって本規約に基づく会員資格を喪失するものとします。なお、両社から通知がない場合は、カスタマーセンターに電話連絡をし、その指示に従うものとします。
4. 両社は、会員が以下の項目に該当する場合、第3項に定める通知を行わず、会員を退会させることができるものとします。
 - (1) 会員登録をした日または本サービスの最終ログイン日から起算して、25ヶ月を経ても本サービスの利用がない場合
 - (2) 決済用クレジットカードでエクスプレス予約サービスの特約に申し込み、JR東海が承認した場合
5. 会員は、第2項に定める場合を除き、両社が別に定める会員情報の一部項目において既に登録している会員情報と同じ内容で再度会員登録した場合は、もとの会員資格を喪失するものとします。

第9条（会員資格の停止・取消）

会員が、以下の項目に該当する場合、両社は事前に会員に通知することなく直ちに会員資格の停止または取消、もしくは本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 会員または利用者が、本規約、個別規約、両社が別に定める運送約款または法令などに違反した場合
- (2) 会員情報に事実と異なる内容があった場合
- (3) 会員が登録したメールアドレス、電話番号の変更などにより、両社から会員への連絡がとれなくなった場合

(4)決済用クレジットカード会社などから、会員資格を取り消すよう通知があった場合 (5)会員が、その一部または全部を自らは使用しないなど、転売または換金などの目的において、相当と認められる数量または頻度を超えて、本サービスの商品を購入した場合 (6)会員が、購入した本サービスの商品の一部または全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売または換金行為を試み、もしくは実行した場合（旅行業法に定める取次行為を含む。） (7)同一の会員に対し複数の会員 ID（エクスプレス予約サービスや訪日外国人旅行者向けサービスの会員 ID を含む。）が発行されている場合（過去に発行されていた場合を含む。）において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(6)のいずれかに該当した場合 (8)その他、会員が本サービスを利用することを両社が不適当と判断した場合	(4)決済用クレジットカード会社などから、会員資格を取り消すよう通知があった場合 (5)会員が、その一部または全部を自らは使用しないなど、転売または換金などの目的において、相当と認められる数量または頻度を超えて、本サービスの商品を購入した場合 (6)会員 または利用者が、購入した本サービスの商品の一部または全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売または換金行為を試み、もしくは実行した場合（旅行業法に定める取次行為を含む。） (7)同一の会員に対し複数の会員 ID（エクスプレス予約サービスや訪日外国人旅行者向けサービスの会員 ID を含む。）が発行されている場合（過去に発行されていた場合を含む。）において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(6)のいずれかに該当した場合 (8)その他、会員 または利用者が本サービスを利用することを両社が不適当と判断した場合
第3章 スマート EX サービス 第10条（スマート EX サービスの利用） 1. 会員は、スマートフォンやパソコンなどにより、本サービスの商品の購入・変更・払戻を申し込み、運送契約の締結・変更・解約を行うことができます。 2. 本サービスにおいて購入申込可能な本サービスの商品は、サービス案内 HP または ウェブ 申込サイト上で案内します。 3. 本サービスにおける運送契約の内容は、本規約に定める事項を除いて、JR 東海または JR 西日本が別に定める「EX サービス運送約款」を適用するものとします。 4. 乗車区間などのご利用内容によっては、本サービスを利用する場合の方が他の運送契約によるよりも高額になることがあります。 第11条（決済用クレジットカード） 1. 会員が、本サービスの決済手段として登録できるクレジットカードは、以下の各号に定める表示があるものとし、登録できるクレジットカードは会員本人名義のものに限ります。また一部のクレジットカードは利用できない場合があります。 (1)Visa (2)Mastercard® (3)JCB	第3章 スマート EX サービス 第10条（スマート EX サービスの利用） 1. 会員は、スマートフォンやパソコンなどにより、本サービスの商品の購入・変更・払戻を申し込み、運送契約の締結・変更・解約を行うことができます。 2. 本サービスにおいて購入申込可能な本サービスの商品は、サービス案内 HP または 申込 サイト上で案内します。 3. 本サービスにおける運送契約の内容は、本規約に定める事項を除いて、JR 東海または JR 西日本が別に定める「EX サービス運送約款」を適用するものとします。 4. 乗車区間などのご利用内容によっては、本サービスを利用する場合の方が他の運送契約によるよりも高額になることがあります。 第11条（決済用クレジットカード） 1. 会員が、本サービスの決済手段として登録できるクレジットカードは、以下の各号に定める表示があるものとし、登録できるクレジットカードは会員本人名義のものに限ります。また一部のクレジットカードは利用できない場合があります。 (1)Visa (2)Mastercard® (3)JCB

(4)AMERICAN EXPRESS (5)Diners Club (注) バーチャルカード等のカード実物がないクレジットカードや通常のサイズ (ISO/IEC 7810 に規定されている ID-1) と異なるクレジットカードでは、<u>本サービスの商品は受け取れません</u>。 (注) デビットカードタイプ、または、プリペイドカードタイプのクレジットカードでは、決済の仕組み上、一時的に二重引き落としや残高不足が発生する場合があります。 2. 会員は、決済用クレジットカードの使用については、クレジットカード会社が定める会員規約などに従うものとします。 3. 会員は、決済用クレジットカードまたは決済用クレジットカードの有効期限を変更する場合は、<u>ウェブ</u>申込サイト上で行うものとします。 第 12 条 (利用環境) 本サービスの利用環境 (通信端末・ソフトウェアなど) については、サービス案内 HP 上で掲示します。 第 13 条 (本サービスの商品の購入などの申込期間・申込時間・回答時間) 本サービスの商品の購入・変更・払戻の申込期間、申込時間および回答時間などは、サービス案内 HP 上などで定めるものとします。なお、本サービスの商品の購入の申込件数には制限があり、両社が別に定めるものとします。 第 14 条 (運送契約の締結) 1. 会員は、<u>ウェブ</u>申込サイト上で、乗車日・乗車駅・降車駅・利用人数・乗車列車・設備などの両社が指定する項目を選択し、本サービスの商品の購入申込を行うものとします。 2. 前項の申込に対する両社からの承諾の通知は、第 4 条に基づき <u>ウェブ</u>申込サイト上の表示または電子メール送信により行うものとします。また、両社は会員に対し、承諾の通知とあわせて、お預かり番号の通知を行うものとします。	(4)AMERICAN EXPRESS (5)Diners Club <u>(6)Discover Card</u> (注) バーチャルカード等のカード実物がないクレジットカードや通常のサイズ (ISO/IEC 7810 に規定されている ID-1) と異なるクレジットカードでは、サービスの<u>一部が利用できません</u>。 (注) デビットカードタイプ、または、プリペイドカードタイプのクレジットカードでは、決済の仕組み上、一時的に二重引き落としや残高不足が発生する場合があります。 2. 会員は、決済用クレジットカードの使用については、クレジットカード会社が定める会員規約などに従うものとします。 3. 会員は、決済用クレジットカードまたは決済用クレジットカードの有効期限を変更する場合は、<u>申込</u>サイト上で行うものとします。 <u>4. 会員は、本サービスを利用する際、決済用クレジットカードを所持し、係員が会員資格の確認などのために呈示を求めた場合は、これに応じるものとします。なお、決済用クレジットカード不所持で、その他の方法によっても会員資格を確認できない場合は、乗車区間及び利用設備に関する旅客営業規則に定める普通旅客運賃・料金を収受することがあります。</u> 第 12 条 (利用環境) 本サービスの利用環境 (通信端末・ソフトウェアなど) については、サービス案内 HP 上で掲示します。 第 13 条 (本サービスの商品の購入などの申込期間・申込時間・回答時間) 本サービスの商品の購入・変更・払戻の申込期間、申込時間および回答時間などは、サービス案内 HP 上などで定めるものとします。なお、本サービスの商品の購入の申込件数には制限があり、両社が別に定めるものとします。 第 14 条 (運送契約の締結) 1. 会員は、<u>申込</u>サイト上で、乗車日・乗車駅・降車駅・利用人数・乗車列車・設備などの両社が指定する項目を選択し、本サービスの商品の購入申込を行うものとします。 2. 前項の申込に対する両社からの承諾の通知は、第 4 条に基づき <u>申込</u>サイト上の表示または電子メール送信により行うものとします。また、両社は会員に対し、承諾の通知とあわせて、お預かり番号の通知を行うものとします。
--	--

3. 前項にかかわらず、両社は会員に対して、承諾の通知やお預かり番号の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。 4. 前二項の通知が行われた時点で、運送契約は締結されます。両社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡をし、その指示に従うものとします。 5. 運送契約の締結時点において、本サービスの商品代金を決済用クレジットカードにより決済するものとします。なお、決済用クレジットカードの利用限度額などの理由により、運送契約の締結について制限を受ける場合があります。 6. 本サービスの商品の券面の購入日および決済用クレジットカードの利用日は、運送契約の締結日が表示されます。このため、新幹線の乗車日より前の日に運送契約を締結した場合は、新幹線の乗車日と決済用クレジットカードの利用日が異なります。	3. 前項にかかわらず、両社は会員に対して、承諾の通知やお預かり番号の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。 4. 前二項の通知が行われた時点で、運送契約は締結されます。両社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡をし、その指示に従うものとします。 5. 運送契約の締結時点において、本サービスの商品代金を決済用クレジットカードにより決済するものとします。なお、決済用クレジットカードの利用限度額などの理由により、運送契約の締結について制限を受ける場合があります。 6. 本サービスの商品の券面の購入日および決済用クレジットカードの利用日は、運送契約の締結日が表示されます。このため、新幹線の乗車日より前の日に運送契約を締結した場合は、新幹線の乗車日と決済用クレジットカードの利用日が異なります。 <u>7. 「E Xサービス運送約款」第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の運送契約の成立時期は、第 4 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。この場合、運送契約の運賃等は、会員の入出場の記録をもとに、実際に乗車した区間、乗車日に、「スマート EX サービス（普通車自由席）」を利用したものとして、収受します。また運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に決済用クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容について会員のメールアドレスに電子メール送信等を行い、運送契約の通知を行うものとします。</u>
第 15 条 （本サービスの商品の発売会社） 1. 本サービスの商品の発売会社は、乗車駅が東京～京都間のいずれかの駅になる場合または新大阪発上り方面（東京方面）の場合は JR 東海、乗車駅が新神戸～博多間のいずれかの駅になる場合または新大阪発下り方面（博多方面）の場合は JR 西日本となります。 2. 往復行程となる本サービスの商品を購入した場合は、会員が <u>ウェブ</u> 申込サイト上で入力した第 1 行程の乗車駅を全行程の乗車駅とみなして、前項の規定を適用して、本サービスの商品の発売会社とします。ただし、両社が別に定める場合は、この限りではありません。 第 16 条 （運送契約の内容の確認） 会員が本サービスの商品の受取または払戻を行うまでの間、両社において本サービスの商品を保管するものとし、会員は、<u>ウェブ</u> 申込サイト上で締結し	第 15 条 （本サービスの商品の発売会社） 1. 本サービスの商品の発売会社は、乗車駅が東京～京都間のいずれかの駅になる場合または新大阪発上り方面（東京方面）の場合は JR 東海、乗車駅が新神戸～博多間のいずれかの駅になる場合または新大阪発下り方面（博多方面）の場合は JR 西日本となります。 2. 往復行程となる本サービスの商品を購入した場合は、会員が <u>申込</u> サイト上で入力した第 1 行程の乗車駅を全行程の乗車駅とみなして、前項の規定を適用して、本サービスの商品の発売会社とします。ただし、両社が別に定める場合は、この限りではありません。 第 16 条 （運送契約の内容の確認） 会員が本サービスの商品の受取または払戻を行うまでの間、両社において本サービスの商品を保管するものとし、会員は、<u>申込</u> サイト上で締結した運送

た運送契約の内容を確認することができます。

第 17 条 （運送契約の変更・解約）

1. 会員は、ウェブ申込サイト上で、両社が別に定める方法で、本サービスの商品の変更または払戻の申込を行うものとします。
2. 前項の申込に対する両社からの承諾の通知は、第 4 条に基づき、ウェブ申込サイト上への表示または電子メール送信により行うものとします。
3. 前項にかかわらず、両社は会員に対して、承諾の通知をカスタマーセンターから行う場合もあります。
4. 前二項の通知が行われた時点で、運送契約は変更または解約されます。両社から通知がない場合、会員はカスタマーセンターに電話連絡をし、その指示に従うものとします。
5. 運送契約の変更・解約の際は、原則として、運送契約締結時の決済用クレジットカードにより決済するものとします。運送契約を変更する場合は、変更後の本サービスの商品代金を先に決済したのち、変更前の本サービスの商品代金を払戻および払戻手数料を決済します。このため、決済用クレジットカードの利用限度額などの理由により、運送契約の変更について制限を受ける場合があります。
6. 運送契約の締結後に決済用クレジットカードを変更し、さらに当該運送契約を変更する場合は、変更後の本サービスの商品代金は変更後の決済用クレジットカードから決済するものとし、変更前の本サービスの商品代金の払戻および払戻手数料は変更前の決済用クレジットカードにより決済します。また、運送契約の締結後に決済用クレジットカードを変更し、さらに当該運送契約を解約する場合は、本サービスの商品代金の払戻および払戻手数料は変更前の決済用クレジットカードにより決済します。
7. 前二項にかかわらず、会員から申出があり両社が認める場合または列車の運行不能その他両社が特に認める場合には、現金その他の手段により本サービスの商品代金を払い戻すことがあります。
8. 決済用クレジットカードで決済処理ができない場合は、クレジットカード会社などの指示により、両社が別に定める方法で決済処理を行うことがあります。
9. IC サービスが未使用または本サービスの商品が未受取の場合、普通車指定席用およびグリーン車用は乗車日当日の指定列車発車時刻後に、普通車自由席用は乗車日当日に、運送契約の解約があったものとみなして、乗車日翌日以降に両社が別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額を払い戻します。

契約の内容を確認することができます。

第 17 条 （運送契約の変更・解約）

1. 会員は、申込サイト上で、両社が別に定める方法で、本サービスの商品の変更または払戻の申込を行うものとします。
2. 前項の申込に対する両社からの承諾の通知は、第 4 条に基づき、申込サイト上への表示または電子メール送信により行うものとします。
3. 前項にかかわらず、両社は会員に対して、承諾の通知をカスタマーセンターから行う場合もあります。
4. 前二項の通知が行われた時点で、運送契約は変更または解約されます。両社から通知がない場合、会員はカスタマーセンターに電話連絡をし、その指示に従うものとします。
5. 運送契約の変更・解約の際は、原則として、運送契約締結時の決済用クレジットカードにより決済するものとします。運送契約を変更する場合は、変更後の本サービスの商品代金を先に決済したのち、変更前の本サービスの商品代金を払戻および払戻手数料を決済します。このため、決済用クレジットカードの利用限度額などの理由により、運送契約の変更について制限を受ける場合があります。
6. 運送契約の締結後に決済用クレジットカードを変更し、さらに当該運送契約を変更する場合は、変更後の本サービスの商品代金は変更後の決済用クレジットカードから決済するものとし、変更前の本サービスの商品代金の払戻および払戻手数料は変更前の決済用クレジットカードにより決済します。また、運送契約の締結後に決済用クレジットカードを変更し、さらに当該運送契約を解約する場合は、本サービスの商品代金の払戻および払戻手数料は変更前の決済用クレジットカードにより決済します。
7. 前二項にかかわらず、会員から申出があり両社が認める場合または列車の運行不能その他両社が特に認める場合には、現金その他の手段により本サービスの商品代金を払い戻すことがあります。
8. 決済用クレジットカードで決済処理ができない場合は、クレジットカード会社などの指示により、両社が別に定める方法で決済処理を行うことがあります。
9. IC サービスが未使用または本サービスの商品が未受取の場合、普通車指定席用およびグリーン車用は乗車日当日の指定列車発車時刻後に、普通車自由席用は乗車日当日に、運送契約の解約があったものとみなして、乗車日翌日以降に両社が別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額を払い戻します。

第 18 条（事前申込サービス）

1. 本サービスの商品は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日（以下「発売開始日」という。）の前に購入の申込（以下「事前申込」という。）を行うことができます。ただし、両社は必要と認めた場合には事前申込を停止することがあります。また、発売開始日および列車あたりの事前申込の件数には限りがあります。
2. 両社は、会員が事前申込を行った場合、ウェブ申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。
3. 両社は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前 8 時以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の成否の通知は、第 4 条に基づき電子メール送信により行います。
（注）事前申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。
4. 前項にかかわらず、両社は会員に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は締結されます。なお、発売開始日当日中に両社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡をし、その指示に従うものとします。
6. 事前申込の取消は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第 19 条（夜間申込サービス）

1. 本サービスの商品は、両社が別に定める夜間申込サービス時間帯において、購入の申込（以下「夜間申込」という。）を行うことができます。ただし、両社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。
2. 両社は、会員が夜間申込を行った場合、ウェブ申込サイト上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。
3. 両社は、両社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の成否の通知は、第 4 条に基づき電子メール送信により行います。
（注）夜間申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。
4. 前項にかかわらず、両社は会員に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。

第 18 条（事前申込サービス）

1. 本サービスの商品は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日（以下「発売開始日」という。）の前に購入の申込（以下「事前申込」という。）を行うことができます。ただし、両社は必要と認めた場合には事前申込を停止することがあります。また、発売開始日および列車あたりの事前申込の件数には限りがあります。
2. 両社は、会員が事前申込を行った場合、申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。
3. 両社は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前 8 時以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の成否の通知は、第 4 条に基づき電子メール送信により行います。
（注）事前申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。
4. 前項にかかわらず、両社は会員に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は締結されます。なお、発売開始日当日中に両社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡をし、その指示に従うものとします。
6. 事前申込の取消は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第 19 条（夜間申込サービス）

1. 本サービスの商品は、両社が別に定める夜間申込サービス時間帯において、購入の申込（以下「夜間申込」という。）を行うことができます。ただし、両社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。
2. 両社は、会員が夜間申込を行った場合、申込サイト上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。
3. 両社は、両社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の成否の通知は、第 4 条に基づき電子メール送信により行います。
（注）夜間申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。
4. 前項にかかわらず、両社は会員に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。

5. 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は締結されま
す。なお、第3項に定める通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに
電話連絡をし、その指示に従うものとします。
6. 夜間申込の取消は、会員が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無
手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第20条（ICサービスの利用）

1. 会員は、交通系 IC カードを ウェブ 申込サイト上で登録し、両社が IC サー
ビスの利用を認めた場合 は、交通系 IC カードによる乗車が可能です。
2. 会員は、IC サービスを利用する場合において、本サービスに登録してい
る決済用クレジットカードを所持し、係員が会員資格の確認などのために呈
示を求めた場合は、これに応じるものとします。
- （注）バーチャルカード等のカード実物がないクレジットカードでは、クレ
ジットカードを所持していないものとして取り扱います。
3. 運送契約の締結または変更後に、交通系 IC カードの登録を変更した場合
は、変更後の交通系 IC カードで IC サービスの利用が可能です。
4. 会員は、記名式の交通系 IC カードを登録する場合は、会員と同一名義の
交通系 IC カードを登録するものとします。また、無記名式の交通系 IC カ
ードを登録する場合においても、IC サービスの利用は、会員本人に限りま
す。
5. 登録した交通系 IC カードが失効や無効となっている場合は、IC サービス
を利用できません。
6. 会員は、登録した交通系 IC カードで乗車駅の自動改札機を通過できない
場合または登録した交通系 IC カードを乗車日当日に不所持の場合などは、
両社が別に定める駅窓口または指定席券売機など（以下「駅窓口など」とい
う。）において、第21条で定める方法で両社が保管をしている本サービスの
商品を受け取って乗車するものとします。
7. 交通系 IC カードを ウェブ 申込サイト上で登録可能な時間帯は、両社が別
に定めます。

第21条（本サービスの商品の受取方法など）

1. 本サービスの運送契約を締結した会員は、IC サービスを利用する場合を
除き、両社が保管をしている本サービスの商品を両社が別に定める指定席券
売機または駅窓口などで受け取って乗車するものとします。
2. 会員が前項の受取を行う際には、受取コードの発行が必要となるほか、
会員が本サービスの ウェブ 申込サイトへのログイン時に利用するパスワー

5. 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は締結されま
す。なお、第3項に定める通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに
電話連絡をし、その指示に従うものとします。
6. 夜間申込の取消は、会員が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無
手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第20条（ICサービスの利用）

1. 会員 または利用者が、IC サービスにより両社が指定する路線に乗車する
際に交通系 IC カードを使用して、入出場することを希望するときは、会員
が交通系 IC カードを 申込 サイト上で登録し、両社が IC サービスの利用を認
めた場合に、交通系 IC カードによる乗車が可能です。なお、交通系 IC カ
ードによる乗車の際は、入場時に発行されたご利用票を受け取り、出場する
までの間、ご自身で所持するものとします。
2. 運送契約の締結または変更後に、交通系 IC カードの登録を変更した場合
は、変更後の交通系 IC カードで IC サービス を利用するものとします。
3. 会員は、記名式の交通系 IC カードを登録する場合は、実際に乗車する 会
員 または利用者 と同一名義の交通系 IC カードを登録するものとします。
4. 登録した交通系 IC カードが失効や無効となっている場合は、IC サービス
を利用できません。
5. 会員 または利用者 は、登録した交通系 IC カードで乗車駅の自動改札機を
通過できない場合または登録した交通系 IC カードを乗車日当日に不所持の
場合などは、第21条で定める方法で両社が保管をしている本サービスの商
品を受け取って乗車するものとします。
6. 交通系 IC カードを 申込 サイト上で登録可能な時間帯は、両社が別に定め
ます。

第21条（本サービスの商品の受取方法など）

1. 本サービスの運送契約を締結した会員は、IC サービスを利用する場合を
除き、両社が保管をしている本サービスの商品を両社が別に定める指定席券
売機または駅窓口など （以下、「駅窓口など」という。） で受け取って乗車す
るものとします。
2. 会員が前項の受取を行う際には、受取コードの発行が必要となるほか、
会員が本サービスの 申込 サイトへのログイン時に利用するパスワードが必

ドが必要となります。ただし、駅窓口で本サービスの商品の受取を行う場合は、パスワードに代えて両社所定の帳票への自署によるものとします。 <u>(注) バーチャルカード等のカード実物が無いクレジットカードや、通常のサイズ (ISO/IEC 7810 に規定されている ID-1) と異なるクレジットカード、交通系 IC カードでは受取できません。</u> 3. 本サービスの商品の受取期間は、本サービスの商品の乗車日当日までとし、駅窓口などの営業時間内に限ります。 4. 本サービスの商品の受取後の変更・払戻については、両社が別に定める駅窓口などで取り扱います。この場合、両社が別に定める場合を除き、本サービスの商品の購入・変更の申込時の決済用クレジットカードにより精算することとします。 第 22 条 (本サービスの変更・中断・終了など) 1. 両社は、両社の都合により本サービスの内容を変更することができるものとします。また両社は、両社の都合により本サービスを終了することができるものとしますが、この場合、両社は会員に事前に通知するものとします。 2. 両社は、以下の項目に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの変更・中断および本サービスへのアクセス制限を行うことができるものとします。 (1) 本サービスのシステムのメンテナンス・障害などにより、本サービスの利用ができなくなった場合 (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または両社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合 (3) クレジットカード会社などのシステムのメンテナンス、障害などのため、本サービスの利用ができなくなった場合 (4) クレジットカード会社などの各種措置によって、本サービスの利用ができなくなった場合 (5) その他、両社が、本サービスの運営上、変更・中断および会員からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合 第 23 条 (両社の免責、損害賠償) 1. 両社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとします。 (1) 会員情報に事実と異なる内容があったことにより会員または第三者が被	要となります。ただし、駅窓口で本サービスの商品の受取を行う場合は、パスワードに代えて両社所定の帳票への自署によるものとします。 3. 本サービスの商品の受取期間は、本サービスの商品の乗車日当日までとし、駅窓口などの営業時間内に限ります。<u>ただし、第一項に定める指定席券売機での受取期間は両社が別に定めます。</u> 4. 本サービスの商品の受取後の変更・払戻については、両社が別に定める駅窓口などで取り扱います。この場合、両社が別に定める場合を除き、本サービスの商品の購入・変更の申込時の決済用クレジットカードにより精算することとします。 第 22 条 (本サービスの変更・中断・終了など) 1. 両社は、両社の都合により本サービスの内容を変更することができるものとします。また両社は、両社の都合により本サービスを終了することができるものとしますが、この場合、両社は会員に事前に通知するものとします。 2. 両社は、以下の項目に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの変更・中断および本サービスへのアクセス制限を行うことができるものとします。 (1) 本サービスのシステムのメンテナンス・障害などにより、本サービスの利用ができなくなった場合 (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または両社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合 (3) クレジットカード会社などのシステムのメンテナンス、障害などのため、本サービスの利用ができなくなった場合 (4) クレジットカード会社などの各種措置によって、本サービスの利用ができなくなった場合 (5) その他、両社が、本サービスの運営上、変更・中断および会員からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合 第 23 条 (両社の免責、損害賠償) 1. 両社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとします。 (1) 会員情報に事実と異なる内容があったことにより会員または第三者が被
--	--

った不利益 (2)会員 ID およびパスワードの使用上の誤りまたは管理不十分により会員または第三者が被った不利益 (3)会員 ID およびパスワードが第三者に使用されたことにより会員または第三者が被った不利益 (4)両社が、本サービスの会員登録を拒否したことにより会員または第三者が被った不利益 (5)両社が、会員資格の停止・取消または本サービスの利用を停止することにより会員または第三者が被った不利益 (6)両社が、本サービスの変更・中断・終了または本サービスへのアクセス制限など必要な措置により会員または第三者が被った不利益 (7)カスタマーセンターの電話番号、受付時間などの変更により会員または第三者が被った不利益 (8)会員が、運送契約の締結等において第 4 条に基づく両社からの通知がない場合に、カスタマーセンターに電話連絡をしなかったことにより会員または第三者が被った不利益 (9)本サービスの利用環境以外で利用した場合または会員のスマートフォンやパソコンなどの通信端末・ソフトウェア・環境設定や通信状況などに何らかの問題があった場合に会員または第三者が被った不利益 (10)両社が、社会通念上相当と認められる対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴されたことなどにより会員 ID、パスワードその他取引情報が漏洩した場合に、会員または第三者が被った不利益 (11)両社が、社会通念上相当と認められる対策を講じていたにもかかわらず、両社から送信する電子メールに駆除できなかったウイルスが付随したことにより会員または第三者が被った不利益 (12)クレジットカード会社などのシステムのメンテナンス、障害などのため、本サービスの利用ができないことにより会員または第三者が被った不利益 (13)クレジットカード会社などの各種措置によって、本サービスの利用ができなくなったことにより会員または第三者が被った不利益 (14)決済用クレジットカードの有効期限満了日までに、<u>ウェブ</u>申込サイト上で、決済用クレジットカードの更新を行わず、本サービスを利用することができなくなったことにより会員または第三者が被った不利益 (15)バーチャルカード等のカード実物がないクレジットカードや通常のサイズ (ISO/IEC 7810 に規定されている ID-1) と異なるクレジットカードを決済用クレジットカードとして登録したことにより会員または第三者が被	った不利益 (2)会員 ID およびパスワードの使用上の誤りまたは管理不十分により会員または第三者が被った不利益 (3)会員 ID およびパスワードが会員本人以外の者に使用されたことにより会員または第三者が被った不利益 (4)両社が、本サービスの会員登録を拒否したことにより会員または第三者が被った不利益 (5)両社が、会員資格の停止・取消または本サービスの利用を停止することにより会員または第三者が被った不利益 (6)両社が、本サービスの変更・中断・終了または本サービスへのアクセス制限など必要な措置により会員または第三者が被った不利益 (7)カスタマーセンターの電話番号、受付時間などの変更により会員または第三者が被った不利益 (8)会員が、運送契約の締結等において第 4 条に基づく両社からの通知がない場合に、カスタマーセンターに電話連絡をしなかったことにより会員または第三者が被った不利益 (9)本サービスの利用環境以外で利用した場合または会員のスマートフォンやパソコンなどの通信端末・ソフトウェア・環境設定や通信状況などに何らかの問題があった場合に会員または第三者が被った不利益 (10)両社が、社会通念上相当と認められる対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴されたことなどにより会員 ID、パスワードその他取引情報が漏洩した場合に、会員または第三者が被った不利益 (11)両社が、社会通念上相当と認められる対策を講じていたにもかかわらず、両社から送信する電子メールに駆除できなかったウイルスが付随したことにより会員または第三者が被った不利益 (12)クレジットカード会社などのシステムのメンテナンス、障害などのため、本サービスの利用ができないことにより会員または第三者が被った不利益 (13)クレジットカード会社などの各種措置によって、本サービスの利用ができなくなったことにより会員または第三者が被った不利益 (14)決済用クレジットカードの有効期限満了日までに、<u>申込</u>サイト上で、決済用クレジットカードの更新を行わず、本サービスを利用することができなくなったことにより会員または第三者が被った不利益 (15)バーチャルカード等のカード実物がないクレジットカードや通常のサイズ (ISO/IEC 7810 に規定されている ID-1) と異なるクレジットカードを決済用クレジットカードとして登録したことにより会員または第三者が被
---	---

った不利益 (16)デビットカードタイプ、または、プリペイドカードタイプのクレジットカードを決済用クレジットカードとして登録したことにより会員または第三者が被った不利益 (17)交通系 IC カードの無効・失効などにより会員または第三者が被った不利益 (18)会員が、本規約、個別規約、両社が別に定める運送約款または法令などに違反し会員または第三者が被った不利益 (19)会員が、本規約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員または第三者が行ったことにより会員または第三者が被った不利益 (20)その他、両社が社会通念上相当と認められる注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって会員または第三者が被った不利益 2. 会員が本規約、個別規約、両社が別に定める運送約款または法令などに違反して両社または第三者に損害を与えた場合、会員はその損害を賠償する責任を負うものとします。 第4章 その他 第24条（付帯サービス） 両社または両社の提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下「付帯サービス」という。）を提供することがあり、付帯サービスの内容、利用方法などについては、サービス案内 HP または <u>ウェブ</u> 申込サイト上への掲示などで案内します。 第25条（権利の帰属） 本サービスに関わるすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は JR 東海またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。 第26条（債権譲渡および債権供担保の禁止） 会員は、理由のいかんを問わず、本規約・個別規約に基づき両社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。	った不利益 (16)デビットカードタイプ、または、プリペイドカードタイプのクレジットカードを決済用クレジットカードとして登録したことにより会員または第三者が被った不利益 (17)交通系 IC カードの無効・失効などにより会員または第三者が被った不利益 <u>(18)交通系 IC カードのサービスマンテナンス、障害等のため、IC カードで駅において入出場ができないことにより会員又は第三者が被った不利益</u> (19)会員が、本規約、個別規約、両社が別に定める運送約款または法令などに違反し会員または第三者が被った不利益 (20)会員が、本規約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員または第三者が行ったことにより会員または第三者が被った不利益 (21)その他、両社が社会通念上相当と認められる注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって会員または第三者が被った不利益 2. 会員が本規約、個別規約、両社が別に定める運送約款または法令などに違反して両社または第三者に損害を与えた場合、会員はその損害を賠償する責任を負うものとします。 第4章 その他 第24条（付帯サービス） 両社または両社の提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下「付帯サービス」という。）を提供することがあり、付帯サービスの内容、利用方法などについては、<u>両社が別に定めるものとし</u>、サービス案内 HP または <u>申込</u> サイト上への掲示などで案内します。 第25条（権利の帰属） 本サービスに関わるすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は JR 東海またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。 第26条（債権譲渡および債権供担保の禁止） 会員 <u>または利用者</u> は、理由のいかんを問わず、本規約・個別規約に基づき両社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。
--	---

第 27 条（相殺禁止） 会員は、理由のいかんを問わず、本規約に基づく金銭債務を、両社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。 第 28 条（準拠法および管轄裁判所） 本規約の準拠法は日本法とします。また、本サービスおよび本規約に関して、両社と会員との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 第 29 条（例外的取扱い） 両社は、両社が特に必要と認めた場合、本規約の規定と異なる取扱いをすることができるものとします。 第 30 条（反社会的勢力の排除） 1. 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 (1) 暴力団 (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6) 前各号の共生者 (7) その他前各号に準ずる者 2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為 改定日 令和 <u>2</u> 年 3 月 <u>21</u> 日	第 27 条（相殺禁止） 会員または利用者は、理由のいかんを問わず、本規約に基づく金銭債務を、両社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。 第 28 条（準拠法および管轄裁判所） 本規約の準拠法は日本法とします。また、本サービスおよび本規約に関して、両社と会員との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 第 29 条（例外的取扱い） 両社は、両社が特に必要と認めた場合、本規約の規定と異なる取扱いをすることができるものとします。 第 30 条（反社会的勢力の排除） 1. 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 (1) 暴力団 (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6) 前各号の共生者 (7) その他前各号に準ずる者 2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為 改定日 令和 <u>3</u> 年 <u>3</u> 月 <u>6</u> 日
---	---

E Xアプリサービス利用規約	E Xアプリサービス利用規約
第1条（適用範囲） 1 「E Xアプリサービス利用規約」（以下、「本規約」という。）は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）と西日本旅客鉄道株式会社が共同で提供するエクスプレス予約サービス及びスマートE Xサービス（以下、総称して「E Xサービス」という。）を当社が提供するスマートフォン用アプリケーション「E Xアプリ」（以下、「本アプリ」という。）で利用する場合に、当社と本アプリの利用者（以下、「アプリ利用者」という。）との間に適用されるものです。 2 本規約は、アプリ利用に関する規約であり、本アプリで提供するE Xサービス（以下、「本サービス」という。）を利用するにあたっては別で定める会員規約（以下、単に「会員規約」という。）に同意する必要があります。なお、会員規約及びその他特約と重複または競合する内容については、本規約を優先して適用することとします。 3 本規約に特段の定めのない事項については、会員規約及びその他特約が適用されます。 4 アプリ利用者が本規約に同意しない場合は、本アプリを利用できません。 第2条（利用条件等） 1 当社は、本アプリをダウンロードしたアプリ利用者に対し、本規約に従うことを条件に、非独占的かつ譲渡不能な利用を無償で許諾します。 2 アプリ利用者は、自己の費用負担と責任において、本アプリを利用するために必要なスマートフォンおよび通信手段を準備したうえで、本アプリをアプリ利用者のスマートフォンにダウンロードするものとします。 3 本アプリのダウンロードをはじめ、本アプリの利用にかかる一切の通信料（バージョンアップ時や、本アプリにより自動的に通信が行われた場合も含む）については、アプリ利用者が負担するものとします。 4 本アプリをダウンロードしたスマートフォンを変更する場合は、必ず本アプリを削除してから変更するものとします。また、本アプリをダウンロードしたスマートフォンを処分する場合や、修理に出す場合についても、同様とします。 5 アプリ利用者は、本アプリの利用にあたり、当社から別途、明確な同意	第1条（適用範囲） 1 「E Xアプリサービス利用規約」（以下、「本規約」という。）は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）と西日本旅客鉄道株式会社が共同で提供するエクスプレス予約サービス及びスマートE Xサービス（以下、総称して「E Xサービス」という。）を当社が提供するスマートフォン用アプリケーション「E Xアプリ」（以下、「本アプリ」という。）で利用する場合に、当社と本アプリの利用者（以下、「アプリ利用者」という。）との間に適用されるものです。 2 本規約は、アプリ利用に関する規約であり、本アプリで提供するE Xサービス（以下、「本サービス」という。）を利用するにあたっては別に定める会員規約（以下、単に「会員規約」という。）に同意する必要があります。なお、会員規約及びその他特約と重複または競合する内容については、本規約を優先して適用することとします。 3 本規約に特段の定めのない事項については、会員規約及びその他特約が適用されます。 4 アプリ利用者が本規約に同意しない場合は、本アプリを利用できません。 第2条（利用条件等） 1 当社は、本アプリをダウンロードしたアプリ利用者に対し、本規約に従うことを条件に、非独占的かつ譲渡不能な利用を無償で許諾します。 2 アプリ利用者は、自己の費用負担と責任において、本アプリを利用するために必要なスマートフォンおよび通信手段を準備したうえで、本アプリをアプリ利用者のスマートフォンにダウンロードするものとします。 3 本アプリのダウンロードをはじめ、本アプリの利用にかかる一切の通信料（バージョンアップ時や、本アプリにより自動的に通信が行われた場合も含む）については、アプリ利用者が負担するものとします。 4 本アプリをダウンロードしたスマートフォンを変更する場合は、必ず本アプリを削除してから変更するものとします。また、本アプリをダウンロードしたスマートフォンを処分する場合や、修理に出す場合についても、同様とします。 5 アプリ利用者は、本アプリの利用にあたり、当社から別途、明確な同意

を取得した場合を除き、第9条に定める禁止事項を行ってはなりません。
6 本アプリは、端末の言語設定に応じて、英語でも利用できますが、これ以外に当社から送信する電子メールや別に定める「E Xご利用票」等のサービスについて、英語で提供することを約束するものではありません。

第3条（会員登録）

本アプリを利用してスマートE Xサービスの会員登録を行った場合、会員ID番号の通知は会員登録時に入力したメールアドレスへの電子メール送信により行うものとします。

第4条（サービス等の変更等）

当社は、当社が必要と判断した場合、アプリ利用者の事前の同意や通知等の手続きを行うことなく、本アプリの内容の変更、配信または提供方法の変更、提供の一時停止、中止、終了、一部の機能の利用制限等を実施することができるとします。

第5条（お客様情報について）

本アプリは、解析ツールとして Google LLC の提供する「Firebase」を利用しているため、以下のような情報を取得します。

- ・端末情報
- ・本アプリやOSのバージョン等取得した情報は、Google Privacy Policy (<https://policies.google.com/privacy?hl=jp>) に沿って取り扱われます。

第6条（免責事項）

1 当社は、本アプリおよびその内容について、事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、端末での動作、端末への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みますが、これらに限りません。）について、いかなる保障もいたしません。

2 本アプリに瑕疵が存在した場合、当社は自らの裁量で修正対応やアップデート版の配信、提供等の対応を実施しますが、バグの修正、機能追加、バージョンアップ等について、その遂行義務を負うものではありません。

3 本アプリのログイン後の画面に表示される予約件数等の各種情報は、アプリ利用者の通信状況などにより、リアルタイムに取得されず、タイムラグが生じることがありますが、それにより生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

を取得した場合を除き、第8条に定める禁止事項を行ってはなりません。
6 本アプリは、端末の言語設定に応じて、英語でも利用できますが、これ以外に当社から送信する電子メールや別に定める「E Xご利用票」等のサービスについて、英語で提供することを約束するものではありません。

第3条（サービス等の変更等）

当社は、当社が必要と判断した場合、アプリ利用者の事前の同意や通知等の手続きを行うことなく、本アプリの内容の変更、配信または提供方法の変更、提供の一時停止、中止、終了、一部の機能の利用制限等を実施することができるとします。

第4条（お客様情報について）

本アプリは、解析ツールとして Google LLC の提供する「Firebase」を利用しているため、以下のような情報を取得します。

- ・端末情報
- ・本アプリやOSのバージョン等取得した情報は、Google Privacy Policy (<https://policies.google.com/privacy?hl=jp>) に沿って取り扱われます。

第5条（免責事項）

1 当社は、本アプリおよびその内容について、事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、端末での動作、端末への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みますが、これらに限りません。）がないことについて、いかなる保証もいたしません。

2 本アプリに瑕疵が存在した場合、当社は自らの裁量で修正対応やアップデート版の配信、提供等の対応を実施しますが、バグの修正、機能追加、バージョンアップ等について、その遂行義務を負うものではありません。

3 本アプリのログイン後の画面に表示される予約件数等の各種情報は、アプリ利用者の通信状況などにより、リアルタイムに取得されず、タイムラグが生じることがありますが、それにより生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

4 本アプリの利用を通じて行ったダウンロード、その他の方法による取得行為は、アプリ利用者自身の責任で行っていただき、それらの結果生じたアプリ利用者のスマートフォンに対する損害またはデータの喪失等について、当社は一切の責任を負いません。 5 本アプリまたはその利用に起因して、アプリ利用者またはその他の第三者が直接または間接に被った損害や、その他一切の不利益について、当社は賠償等の一切の責任を負いません。 6 スマートフォンの紛失・盗難等によって、本アプリをアプリ利用者以外の第三者に利用されたことによりアプリ利用者が直接または間接に被った損害や、その他一切の不利益について、当社は賠償等の一切の責任を負いません。 7 本規約に基づく契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項の「消費者契約」に該当する場合には、本規約のうち、当社の責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。本規約に基づく契約が「消費者契約」に該当し、かつ、本アプリの利用に関し当社が債務不履行または不法行為に基づき損害賠償責任を負う場合については、当社に故意または重過失がある場合を除いて、当社は、アプリ利用者が当社に支払った総額を上限として損害賠償責任を負うものとし、特別な事情から生じた損害（損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）については責任を負わないものとします。	4 本アプリの利用を通じて行ったダウンロード、その他の方法による取得行為は、アプリ利用者自身の責任で行っていただき、それらの結果生じたアプリ利用者のスマートフォンに対する損害またはデータの喪失等について、当社は一切の責任を負いません。 5 本アプリまたはその利用に起因して、アプリ利用者またはその他の第三者が直接または間接に被った損害や、その他一切の不利益について、当社は賠償等の一切の責任を負いません。 6 スマートフォンの紛失・盗難等によって、本アプリをアプリ利用者以外の第三者に利用されたことによりアプリ利用者が直接または間接に被った損害や、その他一切の不利益について、当社は賠償等の一切の責任を負いません。 7 本規約に基づく契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項の「消費者契約」に該当する場合には、本規約のうち、当社の責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。本規約に基づく契約が「消費者契約」に該当し、かつ、本アプリの利用に関し当社が債務不履行または不法行為に基づき損害賠償責任を負う場合については、当社に故意または重過失がある場合を除いて、当社は、アプリ利用者が当社に支払った総額を上限として損害賠償責任を負うものとし、特別な事情から生じた損害（損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）については責任を負わないものとします。
第7条（本規約の変更） 当社は、アプリ利用者に対し、当社ホームページ上または本アプリ内に変更の内容および効力発生日を通知した上で、事前に同意を得ることなく本規約の内容を任意の理由で変更できるものとします。ただし、本規約の変更につき、法令上アプリ利用者の同意が必要な場合は、当社はアプリ利用者に対し、上記事柄を通知し、アプリ利用者の同意を得るものとします。また、当該変更の効力発生日以降にアプリ利用者が本アプリを利用した場合には、アプリ利用者は当該変更同意したものみなします。	第6条（本規約の変更） 当社は、アプリ利用者に対し、当社ホームページ上または本アプリ内に変更の内容および効力発生日を通知した上で、事前に同意を得ることなく本規約の内容を任意の理由で変更できるものとします。ただし、本規約の変更につき、法令上アプリ利用者の同意が必要な場合は、当社はアプリ利用者に対し、上記事柄を通知し、アプリ利用者の同意を得るものとします。また、当該変更の効力発生日以降にアプリ利用者が本アプリを利用した場合には、アプリ利用者は当該変更同意したものみなします。
第8条（権利の帰属） 本アプリに関する著作権、商標権等の知的財産権その他一切の権利は、当社または正当な権限を有する第三者に帰属します。本規約は、明示的に定めがある場合を除き、いかなる権利も移転することを許諾するものではありません。	第7条（権利の帰属） 本アプリに関する著作権、商標権等の知的財産権その他一切の権利は、当社または正当な権限を有する第三者に帰属します。本規約は、明示的に定めがある場合を除き、いかなる権利も移転することを許諾するものではありません。

第9条（禁止事項）

アプリ利用者は、本アプリの利用にあたり、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。当社は、アプリ利用者が当該禁止事項を行ったことを発見した場合、何ら通告することなく当該アプリ利用者のE Xサービスの利用を停止することができるものとします。また当該違反行為により当社または第三者に損害が生じた場合、当該アプリ利用者はその損害を賠償する責任を負うものとします。

- (1) 個人的な利用範囲を超えて、商業・営利目的等に利用すること
- (2) サービスの運営を妨げまたは支障を及ぼす行為をすること
- (3) 第三者の会員IDを利用し、本サービスを利用すること
- (4) 当社または第三者の著作権等の権利を侵害、またはその恐れのある行為を行うこと
- (5) 法令、公序良俗または本規約等に違反、またはその恐れのある行為を行うこと
- (6) 本アプリの全部または一部を複製または改変すること、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等解析行為を行うこと
- (7) 当社の事前の承諾を得ることなく、本アプリを販売、賃貸、転載、転送、利用許諾すること
- (8) 反社会的勢力等への利益供与
- (9) その他、当社が不適切と判断する行為を行うこと

第10条（その他）

- 1 本規約は、日本国法に準拠し、日本国法によって解釈されるものとします。
- 2 本規約および本アプリに関する一切の紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改正日 令和2年7月1日

第8条（禁止事項）

アプリ利用者は、本アプリの利用にあたり、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。当社は、アプリ利用者が当該禁止事項を行ったことを発見した場合、何ら通告することなく当該アプリ利用者のE Xサービスの利用を停止することができるものとします。また当該違反行為により当社または第三者に損害が生じた場合、当該アプリ利用者はその損害を賠償する責任を負うものとします。

- (1) 個人的な利用範囲を超えて、商業・営利目的等に利用すること
- (2) サービスの運営を妨げまたは支障を及ぼす行為をすること
- (3) 第三者の会員IDを利用し、本サービスを利用すること
- (4) 当社または第三者の著作権等の権利を侵害、またはその恐れのある行為を行うこと
- (5) 法令、公序良俗または本規約等に違反、またはその恐れのある行為を行うこと
- (6) 本アプリの全部または一部を複製または改変すること、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等解析行為を行うこと
- (7) 当社の事前の承諾を得ることなく、本アプリを販売、賃貸、転載、転送、利用許諾すること
- (8) 反社会的勢力等への利益供与
- (9) その他、当社が不適切と判断する行為を行うこと

第9条（その他）

- 1 本規約は、日本国法に準拠し、日本国法によって解釈されるものとします。
- 2 本規約および本アプリに関する一切の紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改正日 令和3年3月6日